

登別市地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、登別市地域おこし協力隊を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員 登別市地域おこし協力隊の隊員のうち前条の設置の目的を達成するための活動を行うにあたり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員として、市長が任用する者をいう。
- (2) 委託型地域おこし協力隊員 登別市地域おこし協力隊の隊員のうち前条の設置の目的を達成するための活動を行うにあたり市長が業務委託契約を締結する者をいう。

(活動)

第3条 任用型地域おこし協力隊員及び委託型地域おこし協力隊員の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光振興に関する活動
- (2) 特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発の支援に関する活動
- (3) ワークーション及び企業誘致に関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (5) 市民協働のまちづくりの推進に関する活動
- (6) 地域の情報発信に関する活動
- (7) その他地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するため必要な活動

2 前項に規定する活動を行うにあたっては、市又は各種団体と連携して行うものとする。

(公募)

第4条 任用型地域おこし協力隊員及び委託型地域おこし協力隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者を対象に公募する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者

- (2) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全域）、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市のうち、次に掲げる法律で規定される対象地域又は指定地域を除く地域から登別市へ住民票を移すことが可能である者
- ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）
- (3) 心身ともに健康で誠実に活動ができる者
- (4) 活動の内容等を理解し、地域活性化への意欲を持つ者
- (5) 市内に1年以上の滞在する意思のある者
- (6) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条に掲げる暴力団員等でない者

(任用)

第5条 任用型地域おこし協力隊員は、応募のあった者の中から、市長が任用する。

(任用期間等)

第6条 任用型地域おこし協力隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、任用期間満了後に再度任用することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により、再度任用する場合であっても、当初の任用の開始の日から3年を超えることはできない。

3 市長は、任用型地域おこし協力隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、任用を取り消すことができるものとする。

- (1) 活動の状況が良好でない場合
- (2) 本人から申出があった場合
- (3) 不良行為が認められた場合
- (4) 疾病、事故等により、活動が継続できなくなった場合
- (5) 協議なく住所を市外に移した場合
- (6) 重要な経歴を偽り、その他詐術を用いて任用された場合

(活動の条件等)

第7条 任用型地域おこし協力隊員の勤務時間、休暇等については、登別市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）に定めるところによる。

（報酬等）

第8条 任用型地域おこし協力隊員の給与等については、登別市会計年度職員任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）に定めるところによる。

（秘密を守る義務）

第9条 任用型地域おこし協力隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委託）

第10条 委託型地域おこし協力隊員は、応募のあった者の中から、市長が選考し、第3条に規定する活動を委託する。

2 委託内容は、市長と委託型地域おこし協力隊員双方の協議により決定し、業務委託契約を締結する。

（委託期間）

第11条 委託型地域おこし協力隊員の委託期間は、その委託の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、委託期間満了後に再度委託することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により、再度委託する場合であっても、当初の委託の開始の日から3年を超えることはできない。

（委託料）

第12条 市長は、委託型地域おこし協力隊員に対し、活動の対価として、活動の内容に応じた委託料を予算に定める範囲内において支払うものとする。

（活動の報告）

第13条 委託型地域おこし協力隊員は、活動月報を作成し、翌月の5日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月の活動月報は同月の末日までに提出するものとする。

2 委託型地域おこし協力隊員は、委託期間の終期に、任意の様式による総括レポートを作成し、市長に報告しなければならない。

(委託契約の解除)

第14条 市長は、委託型地域おこし協力隊員が第10条第2項の規定により締結した契約に違反したときは、当該契約を解除することができる。

(市長の役割)

第15条 市長は、任用型地域おこし協力隊員及び委託型地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動の体制整備及び支援
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の任用期間の満了又は委託期間の満了後の定住に向けた支援
- (4) その他隊員の活動に関して必要な事項

(情報の発信)

第16条 市長は、隊員の活動等を広報し、市のホームページ等により情報を発信する。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。